

充実した企業立地奨励制度

	立地促進奨励金	雇用促進奨励金	建物賃借型雇用促進奨励金
対 象 者	市内の指定区域※1において、事業所の新設※2又は開設※3を行う企業		
対象事業	(1) 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類Eー製造業に属するもの (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務に属するもの		
交付要件	(1) 指定区域において事業所の新設を行うもの (2) 土地の取得日から3年以内に操業を開始するもの	(1) 立地促進奨励金の交付を受けるもの (2) 新規常用従業員※4を雇用基準日※5まで継続して雇用したもの	(1) 事業所の開設から3年以内に操業を開始するもの (2) 新規常用従業員※4を雇用基準日※5まで継続して雇用したもの
交 付 額	事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税が最初に課されることとなった年度から3年間における各年度の固定資産税(家屋及び償却資産に課するものをいう。)に相当する額	(1) 新規常用従業員のうち、雇用基準日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額	(1) 新規常用従業員のうち、雇用基準日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額
限 度 額	限度額なし	(1)、(2)各1,200万円	(1)、(2)各1,200万円
交付時期	上記固定資産税納付の翌年度に交付	(1) 交付決定通知のあった年度に交付 (2) 交付決定通知のあった年度に交付	(1) 交付決定通知のあった年度に交付 (2) 交付決定通知のあった年度に交付

※1 工業系の地区計画が定められた区域をいう。
※2 土地の売買又は賃貸借契約により引渡しを受けた土地に、企業が新たに事業所を建築することをいう。
※3 企業が事業所を賃借し、その引渡しを受けることをいう。
※4 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。)のうち、土地の取得日(事業所を新設するための土地の売買又は賃貸借契約により、企業が土地の引渡しを受けた日)又は開設の日から事業所の操業日を6月経過した日までに新たに事業所の常用従業員となった者(常用従業員となった日から継続して市内に住所を有する者に限る。)をいう。
※5 事業所の操業日を6月経過した日から起算して1年を経過した日をいう。
(注) 操業から5年以内に事業を廃止等した場合、奨励金返還の対象となることがあります。

連絡先

愛西市役所 産業建設部 企業誘致課
T E L : 0567-55-7127
F A X : 0567-26-1011
E-mail : kigyo@city.aisai.lg.jp



愛西市
企業立地のご案内



愛西佐屋地区工業用地



愛西市の概要

総 面 積 : 66.7km²
人 口 : 60,900人(令和6年5月現在)
世 帯 数 : 24,464世帯(令和6年5月現在)
平 均 気 温 : 16.2度(最高)26.9度(最低)7.8度(令和4年)
製 造 事 業 所 数 : 157事業所
製 造 品 出 荷 額 等 : 9,665,375万円 ※従業員4人以上の事業所の集計(令和3年)
代表的なイベント等 : イベント／市江車【尾張津島天王祭(朝祭)】 蓮見の会
特産品／蓮根、いちご、トマト、ハナショウブ
名所／船戸平閘門、水鶏塚



©AKR Illust:伊藤彰

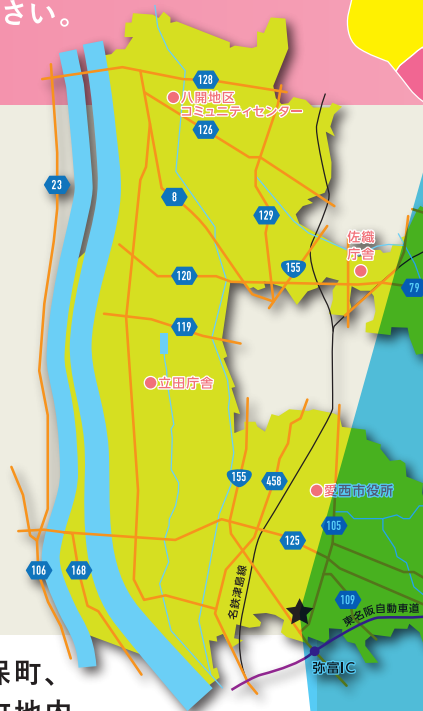


愛西市長
日永 貴章

本市では充実した企業立地奨励制度により、この工業用地に立地する企業の皆様をサポートいたします。また、「愛西佐屋地区」は交通アクセスに優れた地区でありますので、是非この機会に愛西市への進出をご検討ください。

是非、
愛西市へ！

愛西佐屋地区 工業用地の 概要



所在地	愛知県愛西市東保町、西保町及び西條町地内
開発面積	約13ha
企業用地	約7.9ha(分譲用地:約9.2ha)
上水道	海部南部水道企業団から給水
排水条件	企業が水質基準以下に処理後、地区内排水施設を通じ、市江川排水路又は、弥富1号支線排水路へ排水
計画地盤高	T.P.(東京湾平均海面)-1.3m
地域指定	市街化調整区域、地区計画(西條工業団地)設定予定区域
建蔽率・容積率	60%、200%
立地可能業種	工場(製造業に属するものに限る)、当該工場に関連する研究開発施設及び流通業務施設
スケジュール	令和8年 造成工事着手(予定) 令和11年 造成工事竣工(予定)



交通 アクセス

本地区は、名古屋都市圏の主要道路である国道155号に接するとともに、広域的な交通ネットワークである東名阪自動車道弥富インターチェンジから約0.8kmに位置しています。また、愛知県には、中部国際空港(セントレア)と県営名古屋空港、名古屋港があり、多様なビジネスニーズに対応しています。

